

## 議案第41号

### つくばみらい市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 つくばみらい市手数料の特例に関する条例（令和4年つくばみらい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

第2条 つくばみらい市手数料の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

（5） 戸籍の附票謄本・抄本

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 戸籍証明

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和8年6月14日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

令和8年6月11日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩

#### 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、個人番号カードと在留カード等を一体化した「特定在留カード」等の運用が、令和8年6月14日から開始されることに伴い、多機能端末機で証明書等の交付申請を行う際に用いる個人番号カードのほかに、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するもの。併せて、令和8年10月1日から多機能端末機で取得できる証明書に、戸籍証明及び戸籍の附票を追加し、徴収する手数料について定めるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市手数料の特例に関する条例(令和4年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(手数料の特例)</p> <p>第2条 個人番号カード、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>を用いて、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により、次に掲げる種類の証明書等の交付の申請を行う場合の手数料については、手数料条例第2条の規定にかかわらず、10円とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(手数料の特例)</p> <p>第2条 個人番号カード_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を用いて、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により、次に掲げる種類の証明書等の交付の申請を行う場合の手数料については、手数料条例第2条の規定にかかわらず、10円とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

つくばみらい市手数料の特例に関する条例(令和4年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(手数料の特例)</p> <p>第2条 個人番号カード、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)を用いて、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により、次に掲げる種類の証明書等の交付の申請を行う場合の手数料については、手数料条例第2条の規定にかかわらず、10円とする。</p> <p>(1) <u>戸籍証明</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>戸籍の附票謄本・抄本</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(手数料の特例)</p> <p>第2条 個人番号カード、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)を用いて、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により、次に掲げる種類の証明書等の交付の申請を行う場合の手数料については、手数料条例第2条の規定にかかわらず、10円とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>